

決 議

12月定例会では、2件の決議案が提出され、1件が全員賛成にて可決、1件が賛成多数にて可決されました。決議とは議会としての意思表示を行うものです。各決議について紹介するとともに、賛成多数であった決議については討論も掲載します。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉 参加に向けた関係国との協議に関する決議

本年11月11日、野田首相は、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明しました。しかしながら、TPPについては、政府からの情報提供及び国民的議論と不十分であると言わざるを得ない状況であり、各界各層から強い懸念が相次いで示されています。TPPは原則として、関税をすべて撤廃することとされており、このことは、農林水産業に壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあるとともに、食の安全が脅かされることも懸念されています。また、農林水産業だけでなく、関連産業や医療、保険、金融、雇用などに関しても国民生活に大きな影響を与えることが懸念されています。

よって、政府は、TPP交渉参加に向けた

関係国との協議を行う場合には、協議により収集した情報を国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うことが出来るよう措置するとともに、関係国との協議の際、国益を損なうことが明らかになった場合には、ただちに関係国との協議を中止し、TPP交渉を見送ることを強く求めるものです。

以上、決議します。

平成23年12月20日

香美市議会

※全員賛成にて可決

用語説明

「TPP」とは、アジア太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定である。原協定は、平成17年6月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で調印し、翌年5月に発効した。原協定の目標は加盟国間のすべての関税の90%を撤廃し、平成27年までに全ての関税を削減し、ゼロにすること。現在、アメリカ等の国も平成22年から拡大交渉会合に参加している。



庁舎前の国旗と市旗

議場に国旗及び市旗を 掲揚することを求める決議

香美市は、核廃絶と世界平和を強く願い、国際交流を推進し、活力ある市を目指してまいります。

今後の、国際社会において、本市も諸外国との国際交流を充実し、友好を深め、平和を築くためには、相互の文化や伝統を尊重することとはもとより、国民が国旗及び国歌に敬意を表することは当然のことです。

また、我々市議会議員は、郷土を愛し、郷土発展のため、市民の代表としての責務を果たす決意を込めて市旗を尊重します。

よって、本市議会は、その意思を明確に表すため、議場に国旗及び市旗を掲揚することを決議します。

平成23年12月20日

香美市議会

※賛成多数（賛成15名
反対6名）にて可決

反対討論

山崎龍太郎

決議とは議会の意思を決定し、それを対外的に表明するもので、全員賛成を基本とすべきである。この間の反対意見や、市内13団体より議長あて「議場に国旗を掲揚しないよう求める要望書」が提出されたにも関わらず、決議案が提出されたことは残念だ。国旗についての多様な意見を無視し、数の力で押しつけるのは本市議会の将来に禍根を残すものである。私たちは、市民のため少しでも汗をかければと精進している。そこには人と人との結びつきがあり、個々の生き方、考え方を尊重するというのが基本がある。「日の丸」のもと悲しい思いや大変な苦勞をされた大先輩の方々の声に接し、本決議案に強い憤りと反対の意を表明して討論とする。

賛成討論

有元和哉

日本の歴史は、先人の多くの苦勞、不幸の上に築かれてきた。私たちはそれらを忘れずに過去を教訓とし生きて行かねばならない。国旗は人により受ける印象が違い、真に反対される方は心が痛むであろうが、国旗を掲揚するということは、国と先人に対する敬意であり、厳肅かつ神聖な場には必要だと考える。

反対討論

大岸眞弓

今の地方制度では、地方自治体は国から独立し国とは対等平等だ。その議場に国家のシンボルである国旗を掲げ、全体で敬意を表すという行為は戦前の中央集権的な政治への回帰につながる。人の心のある様の問題は誰に干渉されるものでもなく、まして議場において無理に集約されるべきでない。憲法19条や21条に抵触するため、法律でも義務付けられない。精神科医の野田正彰氏は「日の丸・君が代」について「私たちの社会は『踏絵』によって個人の良心を正か悪かに振り分け完全な同質性を強いる傾向を温存している」と著書で警告している。訴訟にまで至った問題を数の力で押し通すことは議会として厳に慎むべき行為である。

賛成討論

竹平豊久

国旗と市旗の持つ①位置付けと認識であるが、国旗は法律で定められた日章旗であり、平和と繁栄を願う民主国の象徴として、市旗は公募で認定した発展を願う象徴であると認識する。②掲揚の意味と意義であるが、民主主義と平和憲法の下、あらゆる言動や活動が保障される国と、市と市民が協調して均衡ある発展を掲げる本市に敬意を表す行為として掲揚する所に意味と意義がある。③意識付けと啓蒙であるが、益々国際交流が活発化する中、世界に通用するルールの中に国旗も重要な位置を占めているが、私共、議会人もその意味や意義、位置付けを啓蒙すると共に、姿勢を示す事も大切である。